

## 議案2

### 琵琶湖外来水生植物対策協議会規約（案）

平成26年3月20日制定  
平成26年6月17日一部改正  
平成28年3月1日一部改正  
平成29年 月 日一部改正

#### 第1章 総則

##### （名称）

第1条 この協議会は、琵琶湖外来水生植物対策協議会（以下、「協議会」という。）という。

##### （事務所）

第2条 協議会は、事務所を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課（滋賀県大津市京町四丁目1番1号）に置く。

##### （目的）

第3条 協議会は、外来水生植物対策の推進をもって、琵琶湖における生物多様性の保全再生等に資することを目的とする。

##### （事業）

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 環境省からの交付金による生物多様性保全推進支援事業に関する業務
- (2) 外来水生植物に係る連絡調整に関する業務
- (3) その他協議会が定める業務

2 協議会は、前項各号に関する業務の一部を当該協議会以外の者に委託して実施することができる。

#### 第2章 会員等

##### （協議会の会員）

第5条 協議会は、別表に掲げる機関、団体等をもって組織する。

2 協議会は、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

##### （届出）

第6条 会員は、その氏名および住所（会員が団体の場合については、その名称、所在地および代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

#### 第3章 役員等

##### （役員の定数および選任）

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
  - (2) 副会長2名
  - (3) 監事2名
- 2 前項の役員は、第5条第1項の会員の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長および監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

- 第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
- (1) 協議会の業務執行および会計の状況を監査すること。
  - (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
  - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の任期)

- 第9条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 補欠または増員による任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(任期満了または辞任の場合)

- 第10条 役員は、その任期が満了し、または辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の解任)

- 第11条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その総会の開催の日の10日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員の報酬)

- 第12条 役員は、無報酬とする。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第4章 総会

(総会の招集)

- 第13条 総会は、第8条第3項第3号に規定する場合のほか、会長がこれを招集し、議長を務める。
- 2 総会は、毎年1回以上開催する。
- 3 総会の招集は、あらかじめ会議の日時、場所、目的および審議事項を会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第14条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会の議事は、第16条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。
- 5 会長は、作業部会を設置することができる。

(総会の機能)

第15条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算の設定または変更に関すること。
- (2) 事業報告および収支決算に関すること。
- (3) 会計処理規程の制定および改廃に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第16条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 協議会規約の変更
- (2) 協議会の解散
- (3) 協議会への入会
- (4) 会員の退会
- (5) 会員の除名
- (6) 役員の解任

(書面による表決)

第17条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面または代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到達しないときは、無効とする。
- 3 第14条第1項および第3項ならびに第16条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 日時および場所
  - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第17条第3項により当該総会に出席したと見なされた者の数および当該総会に出席した会員の氏名
  - (3) 議案
  - (4) 議事の経過の概要およびその結果
- 3 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

## 第5章 事務局等

### (事務局)

第19条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するために、事務局を置く。

- 2 事務局は滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課が担う。
- 3 協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 4 事務局長は、滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課長をもって充てる。
- 5 協議会の庶務は、事務局長が総括する。

### (業務の執行)

第20条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、会計処理規程によるものとする。

### (書類および帳簿の備付け)

第21条 協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類および帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 協議会規約および前条に掲げる会計処理規程
- (2) 役員等の名簿
- (3) 収入および支出に関する証拠書類および帳簿
- (4) 前条に掲げる会計処理規程に基づく書類および帳簿
- (5) 第32条に掲げる文書に関する帳簿

## 第6章 事業計画

### (事業計画)

第22条 事業計画は、会長が作成し、事業開始前に総会の議決を得た後、環境省自然環境局長に提出しなければならない。

- 2 前項の計画を変更する場合は、関係書類を添えてあらかじめ環境省自然環境局長に提出しなければならない。

## 第7章 会計

### (事業年度)

第23条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (資金)

第24条 協議会の資金は、環境省からの交付金、滋賀県からの補助金およびその他の収入をもって充てる。

### (収支予算)

第25条 協議会の収支予算は、会長が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第26条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類および前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第27条 会長は、生物多様性保全推進支援事業実施要綱（平成20年5月1日付環自計発第080501001号。以下「実施要綱」という。）、生物多様性保全推進支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）、その他関係する要領、規程等の定めるところにより、次の各号に掲げる書類を環境省自然環境局長に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書
- (2) 前年度の収支計算書およびその年度の収支予算書

## 第8章 協議会規約の変更、解散および残余財産の処分

(規約の変更)

第28条 この規約を変更する場合は、環境省自然環境局長の承認を受けなければならない。

(届出)

第29条 第21条各号に掲げる規程に変更があった場合には、協議会は、遅滞なく環境省自然環境局長に届出なければならない。

(事業終了後または協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第30条 第4条第1項の事業が終了した場合または協議会が解散した場合において、その債務を弁償してなお残余財産があるときは、国費相当額にあっては実施要綱等に基づき国に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

## 第9章 協議会の文書取扱

(文書の発行名義人)

第31条 文書の発行名義人は、会長および事務局長とする。ただし、事務連絡等の軽微な文書については、この限りではない。

(文書に関する帳簿)

第32条 文書に関する帳簿として次の各号に掲げるものを備え置くものとする。

- (1) 文書収発簿
- (2) 文書保存簿

(起案)

第33条 文書は、事案ごとに起案するものとする。ただし、2件以上の事案で、その間に相互に関連のあるものについては、これらを1件とみなし、一つの起案により処理することができる。

(文書の決裁)

第34条 起案文書には、その決裁に係る事項について処理案の要旨および理由を記述した伺文を記載するものとする。ただし、供覧に係る文書その他決裁に係る事項が軽微なものであるときは、この限りでない。

(文書の専決)

第35条 起案文書は、会長が別に定めるところにより文書の専決処理にすることができる。

(文書の施行)

第36条 起案文書の施行に当たっては、第32条第1号の文書収発簿に所要事項を記入し、当該文書の発行名義人の印を押印するものとする。

2 第41条の契印は、施行のための浄書文書と起案文書とを照合し、誤りのないことを確認した上で行うものとする。

(保存期間)

第37条 文書の保存期間は、5年とする。

2 文書の保存期間は、文書が完結した時点から起算する。

(文書の廃棄)

第38条 文書で保存期間を経過したものは、第31条第2号の文書保存簿から削除し、廃棄するものとする。ただし、保存期間を経過した後も、なお、保存の必要のあるものについては、保存しておくことができる。

## 第10章 協議会会長印の取扱

(定義)

第39条 この規約において「会長印」とは、協議会の業務遂行上作成された文書に使用する印章で、それを押印することにより、当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

(種類)

第40条 会長印は、「琵琶湖外来水生植物対策協議会会長印」の名称を彫刻するものとする。

(使用範囲)

第41条 会長印は、決裁が終了した文書を施行するときに限り使用するものとする。なお、生物多様性保全推進交付金等の請求または交付に関する文書、契約または証明に関する文書その他特に必要と認める文書については、当該文書とその原議にわたって、会長が別に定める契印を押印した上で使用するものとする。

## 第11章 雜則

### (細則)

第42条 実施要綱、実施要領、関係する諸規程、その他この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

### 附則

- 1 この規約は、平成26年3月17日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の役員の選任については、第7条第2項中「総会」とあるのは、「設立会議」と読み替えるものとし、その任期については、第9条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

### 附則

この規約は、平成29年 月 日から施行する。

### 別表（第5条関係）

所属	
認定NPO法人びわこ豊穣の郷	
玉津小津漁業協同組合	
赤野井湾再生プロジェクト	
近江ウェットランド研究会	
NPO法人国際ボランティア学生協会（IVUSA）	
公立大学法人滋賀県立大学環境科学部	
<b>能登川漁業協同組合</b>	
大津市	
彦根市	
長浜市	
近江八幡市	
草津市	
守山市	
野洲市	
高島市	
東近江市	
米原市	
滋賀県	琵琶湖環境部琵琶湖政策課
	琵琶湖環境部下水道課
	琵琶湖環境部自然環境保全課
	農政水産部水産課
	土木交通部流域政策局河川・港湾室
	琵琶湖環境科学研究センター